

第 82 回国民スポーツ大会・
第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会

第 15 回総務企画専門委員会



第82回国民スポーツ大会・
第27回全国障害者スポーツ大会
マスコットキャラクター
長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和 7 年 8 月 1 日（金）
オンライン開催

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会 第 15 回総務企画専門委員会 次第

日 時：令和 7 年 8 月 1 日（金）13：30～14：30

オンライン会議

（主会場：長野県スポーツ会館 2 階会議室）

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

- (1) 総務企画専門委員会 委員の変更について
- (2) 準備委員会における決定事項について
- (3) 第 82 回国民スポーツ大会開催予定施設名の変更について

4 審議事項

- (1) 第 82 回国民スポーツ大会 総合閉会式会場の変更（案）について
- (2) 第 27 回全国障害者スポーツ大会 開催予定施設の変更（案）について
- (3) 信州やまなみ国スポ・全障スポ 募金・企業協賛推進要項（案）について
- (4) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会文化プログラム実施要項（案）について

5 閉 会

総務企画専門委員会 委員

(委員は順不同、敬称略)

職 名	氏 名	所属・役職等
委 員 長	北島 隆英	観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局 局長
副委員長	岩間 英明	長野県スポーツ推進審議会 会長
委 員	平林 靖久	一般社団法人長野県経営者協会 専務理事
〃	井出 康弘	長野県中小企業団体中央会 専務理事
〃	徳武 高久	一般社団法人長野県商工会議所連合会 専務理事
〃	中村 正人	長野県商工会連合会 専務理事
〃	中村 宏平	公益財団法人長野県スポーツ協会 専務理事
〃	篠原 邦彦	公益財団法人長野県スポーツ協会総務専門委員会 委員長
〃	母袋 創一	一般財団法人上田市スポーツ協会 会長
〃	松井 元	長野県スポーツ推進委員協議会 会長
〃	高池 武史	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
〃	宮本 憲一	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 理事
〃	福田 雄一	長野県市長会 事務局長
〃	丑沢 克年	長野県町村会 事務局長
〃	小池 秀一	企画振興部地域振興課長
〃	棚田 益弘	健康福祉部健康福祉政策課長
〃	藤木 秀明	健康福祉部障がい者支援課長
〃	小山 浩一	観光スポーツ部観光誘客課長
〃	井澤 克行	観光スポーツ部スポーツ振興課長
〃	水野 恵子	教育委員会事務局教育政策課長

計20名

報 告 事 項

総務企画専門委員会 委員の変更について

(敬称略)

職 名	新任者	旧任者	所属・役職等
委 員	高池 武史	月岡 俊明	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
〃	丑沢 克年	原山 幸治	長野県町村会 事務局長
〃	小池 秀一	田中 英児	企画振興部地域振興課長

準備委員会における決定事項について

会議・開催日	決定事項	所掌専門委員会						
		総務 企画	競技 運営	広報 県民	宿泊 衛生	輸送 交通	式典 会場	警備 消防
第13回常任委員会 令和7年2月12日 オンライン会議	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会専門委員会規程の改正							
	第82回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更	○						
	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針	○						
	第82回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 実施 競技及び会場地市町村第3次選定		○					
	第82回国民スポーツ大会 自衛隊協力要請基本方針		○					
	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本方針							○
臨時総会 令和7年3月21日 書面開催	令和7年度事業計画							
	令和7年度収支予算							

第 82 回国民スポーツ大会開催予定施設名の変更について

第 82 回国民スポーツ大会の会場地として選定した開催予定施設名に変更があったことから以下のとおり報告する。

【変更した開催予定施設名】

競技・種目	種別	市町村	開催予定施設	
			変更前	変更後
自転車（トラック・レース）	男子A	松本市	松本市美鈴湖自転車競技場	スカイロードサイクリングスタジアム松本（松本市美鈴湖自転車競技場）
	男子B			
	女子			
高等学校野球（軟式）	—	飯田市	綿半飯田野球場（長野県飯田運動公園野球場）	長野県飯田運動公園野球場
ゲートボール	全種別	松本市	松本市かりがねサッカー場	信州グリーンフィールドかりがね（松本市かりがねサッカー場）

【変更理由】

ネーミングライツパートナーとの契約に基づき、表記を変更

競技・種目	種別	市町村	開催予定施設	
			変更前	変更後
ソフトテニス	全種別	上田市	上田市新設テニスコート	上田市上田古戦場公園テニスコート
アイスホッケー	成年男子 少年男子	岡谷市	やまびこスケートの森アイスアリーナ（岡谷市やまびこアリーナ）	やまびこの森アイスアリーナ（岡谷市やまびこアリーナ）

【変更理由】

施設名称の表記を変更

競技・種目	種別		市町村	開催予定施設	
	変更前	変更後		変更前	変更後
ソフトボール	全種別	成年男子	伊那市	伊那ニッパツスタジアム（伊那スタジアム） 伊那ニッパツ野球場（伊那市営野球場） 美すずスポーツ公園運動場 富士塚スポーツ公園運動場 高遠スポーツ公園総合運動場 長谷総合グラウンド	美すずスポーツ公園運動場
		成年女子			伊那ニッパツスタジアム（伊那スタジアム） 伊那ニッパツ野球場（伊那市営野球場）
		少年男子			高遠スポーツ公園総合運動場 長谷総合グラウンド
		少年女子			富士塚スポーツ公園運動場

【変更理由】

種別ごとの開催予定施設の決定に伴い、表記を変更

審議事項

第82回国民スポーツ大会 総合閉会式会場の変更（案）

第 82 回国民スポーツ大会の総合閉会式会場を、次のとおり変更する。

式典	市町村	開催予定施設	
		変更前	変更後
総合閉会式	松本市	長野県松本平広域公園陸上競技場	キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)

【変更理由】

本県の総合閉会式で見込まれる役員・選手団の参加者数に見合ったコンパクトな式典運営が可能であり、天候の影響を受けず円滑な式典の開催ができるため。

キッセイ文化ホールの概要等について

● キッセイ文化ホールの概要（松本市水汲 69-2）

施設		 
大ホール	座席	2,000席
	舞台	間口18m×奥行22m
駐車場		660台
バス乗降場		あり
バス待機所		あり
皇室御臨席		サトウ・キリン・フェスティバル松本 (天皇皇后両陛下)

● キッセイ文化ホールで総合閉会式を開催することの利点

- ▶ 信州やまなみ国スポの総合閉会式に参加が見込まれる役員・選手団や招待者等が着席できる座席数を有していること。
- ▶ 大会役員等が登壇できる十分な広さの舞台を有していること。
- ▶ 乗用車で来場が見込まれる台数が駐車可能であること。
- ▶ 選手団や大会役員等を輸送するバスの乗降場と待機所を敷地内に確保できること。
- ▶ 駐車場等の分散を避けられるため、交通誘導等に係る人員配置が効率的にできること。

第 27 回全国障害者スポーツ大会 開催予定施設の変更（案）について

第 27 回全国障害者スポーツ大会の競技会開催予定施設を、次のとおり変更する。

競技・種目	障害 区分	会場地市	開催予定施設	
			変更前	変更後
ソフトボール	知	伊那市	伊那ニッパツスタジアム（伊那スタジアム）	伊那ニッパツスタジアム（伊那スタジアム）
ブラインドベースボール （グラウンドソフトボール）	身		伊那ニッパツ野球場（伊那市営野球場）	伊那ニッパツ野球場（伊那市営野球場）
フットソフトボール	知		美すずスポーツ公園運動場 富士塚スポーツ公園運動場 のいずれか	美すずスポーツ公園運動場
サッカー	知	松本市	サンプロアルウィン（長野県松本平広域公園総合球技場） 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 長野県松本平広域公園球技場 松本市サッカー場 のいずれか	サンプロアルウィン（長野県松本平広域公園総合球技場） 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 松本市サッカー場

※障害区分 知：知的障がい 身：身体障がい

※グラウンドソフトボールは、令和 8 年 4 月 1 日から「ブラインドベースボール」へ名称を変更

【変更理由】

競技運営主管団体及び競技会場地市と協議し、競技ごとの開催予定施設を決定したため。

信州やまなみ国スポ・全障スポ募金・企業協賛推進要項（案）

【第1章 総則】

（趣旨）

第1条 この要項は、「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛推進基本方針」に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下、「県委員会」という。）が推進する募金及び企業協賛について、必要な事項を定めるものとする。

【第2章 募金】

（募金の種類）

第2条 募金の種類は、次のとおりとする。

- （1）個人募金
- （2）企業・団体募金
- （3）イベント募金
- （4）その他の募金

（実施期間）

第3条 募金の実施期間は、令和10年3月31日までとする。なお、募金の目的を達成するため必要な場合は、大会終了日の属する月の末日まで延長ができるものとする。

（募金の対象者）

第4条 募金の対象者は、県内外の個人及び企業・団体とする。

（募金の受入と使途）

第5条 募金は、長野県（県委員会）が寄附金として受け入れ、県委員会が実施する県民運動、ボランティア活動等の大会準備・運営経費に充てるものとする。

（謝意表明の実施）

第6条 県委員会は、一定額以上の寄附者に対して、別に定めるところにより謝意を表明するものとする。

【第3章 企業協賛】

（協賛の種類）

第7条 企業協賛の種類は、次のとおりとする。

- （1）JAPAN GAMES パートナー
県委員会に1,000万円以上の協賛金を提供する企業・団体（以下、「企業等」という。）
- （2）オフィシャルスポンサー
県委員会に500万円以上1,000万円未満の協賛金を提供する企業等
- （3）オフィシャルサポーター
県委員会に100万円以上500万円未満の協賛金を提供する企業等
- （4）リージョナルスポンサー
県委員会に10万円以上100万円未満の協賛金を提供する企業等
- （5）オフィシャルサプライヤー
県委員会が必要と認めた100万円以上相当の物品等を提供又は貸与する企業等

(6) リーショナルサプライヤー

県委員会が必要と認めた 10 万円以上 100 万円未満相当の物品等を提供又は貸与する企業等

(協賛の特典)

第 8 条 県委員会は、企業協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

(協賛の募集期間)

第 9 条 企業協賛の募集期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、
リージョナルスポンサー

令和 8 年 4 月から令和 10 年 3 月 31 日まで

- (2) オフィシャルサプライヤー、リージョナルサプライヤー

令和 8 年 4 月から大会終了まで

(協賛の収納期間)

第 10 条 企業協賛の収納期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、
リージョナルスポンサー

契約の日から令和 10 年 6 月 30 日まで

- (2) オフィシャルサプライヤー、リージョナルサプライヤー

契約の日から大会終了まで

(協賛金等の受入れと使途)

第 11 条 協賛金は、県委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会の準備・運営経費に充てるものとする。

- 2 物品等は、県委員会が受け入れ、大会の準備・運営等、県委員会が必要と認める使途に活用するものとする。

(協賛企業との契約)

第 12 条 県委員会は、協賛企業と、協賛金の支払い又は物品等の提供又は貸与の時期及び特典内容等を明示した契約を締結する。

【第 4 章 補則】

(補則)

第 13 条 県委員会は、会場地市町村及び競技団体と協力して、募金・企業協賛活動を推進する。

- 2 会場地市町村の準備（実行）委員会及び競技団体が独自の企業協賛制度を実施しようとするときは、県委員会が定める県の企業協賛制度と類似する名称の使用を避けるとともに、実施に当たっては事前に県委員会と協議するものとする。

- 3 この要項に定めるもののほか、募金・企業協賛の推進に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 月 日（※）から施行する。

※第 14 回常任委員会決定日と同日とする

別表（第8条関係）

種類	特典の内容
J A P A N G A M E S パ ー ト ナ ー	①「JAPAN GAMES パートナー」の呼称使用権 ②国民スポーツ大会標章の広告使用権及びマーチャンダイジング権 ③大会愛称・スローガンの広告使用権及びマーチャンダイジング権 ④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場におけるPRブース及び販売・商談ブース出展権 ⑤開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内での自社製品・販促物のサンプリング ⑥開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ⑦開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内並びに競技会場内におけるPR看板掲出 ⑧開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場周辺の歓迎のぼりへの企業・団体名、ロゴの掲出 ⑨開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ⑩大会リーフレット等への企業・団体名、ロゴの掲載 ⑪大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定 ⑫総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑬新聞等への広告 ⑭ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等としての協賛権利 ⑮その他、公益財団法人日本スポーツ協会が実施する協賛内容
オ フ ィ シ ャ ル ス ポ ン サ ー	①「オフィシャルスポンサー」の呼称使用権 ②大会愛称・スローガンの広告使用権及びマーチャンダイジング権 ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場におけるPRブース出展権 ④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内での自社製品・販促物のサンプリング ⑤開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ⑥開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内へのPR看板掲出 ⑦開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場周辺の歓迎のぼりへの企業・団体名、ロゴの掲出 ⑧開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ⑨大会リーフレット等への企業・団体名、ロゴの掲載 ⑩大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定 ⑪総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑫新聞等への広告

オフィシャル サポーター	①「オフィシャルサポーター」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权及びマーチャンダイジング権 ③開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ④開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
リージョナル スポンサー	①「リージョナルスポンサー」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权 ③開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載
オフィシャル サプライヤー	①「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权 ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ④大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名、ロゴの掲載 ⑥提供物品等への企業・団体名、ロゴの掲出
リージョナル サプライヤー	①「リージョナルサプライヤー」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权 ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ④大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載 ⑥提供物品等への企業・団体名、ロゴの掲出

※リージョナルスポンサー、リージョナルサプライヤーは県内に本店、支店又は営業所を有する企業（団体の場合は県内に住所のある団体）のみ対象

※PR看板、大会ウェブサイト、総合プログラム等への広告等の掲載は、企業協賛の種類によって大きさ等が異なる。

(参考) 募金制度について

審議事項 3 (資料1)



制度 の 概要

信州やまなみ国スポ・全障スポ大会の成功に向け、県内外の企業・団体の皆さまや個人の方から広く寄附金を募り、両大会の開催を支えていただく制度

寄附金額に応じて、感謝状贈呈等により謝意表明を実施予定

企業・団体
及び個人

(一定額以上)
▲
謝意
表明
●

↓ 寄附

長野県
(実行委員会)

活用 例

いただいた寄附金は、ボランティア活動や県民運動などの大会準備・運営経費に活用します



運営ボランティア



情報支援ボランティア



県民運動
(例：学校訪問)



寄附 の 種類

種類	内容
個人募金	寄附申込書をご提出いただいた後、県から送付される納入通知書、または県が指定する口座へお振り込みいただく
企業・団体募金	信州やまなみ国スポ・全障スポ大会にご支援いただける企業や団体単位で募金を集め、ご寄附をいただく
イベント募金	主に長野県内で開催される各種イベント会場で、信州やまなみ国スポ・全障スポ大会への募金活動を実施し、ご寄付をいただく
ふるさと納税（個人）	ふるさと納税専用サイトなど、長野県へのふるさと納税を通じて、大会にご支援いただく
企業版ふるさと納税（企業）	長野県外に本社がある企業を対象に、長野県への企業版ふるさと納税を通じて、大会にご支援いただく

※内容については先催県を参考に検討中のため、今後変更となる可能性があります

税制 優遇

個人の方：所得税法及び地方税法に基づき、2千円を超える寄附をした場合は、確定申告により所得税及び住民税の寄附控除の対象となります



企業・団体の方：法人税法に基づき、寄附金の全額を損金算入できます

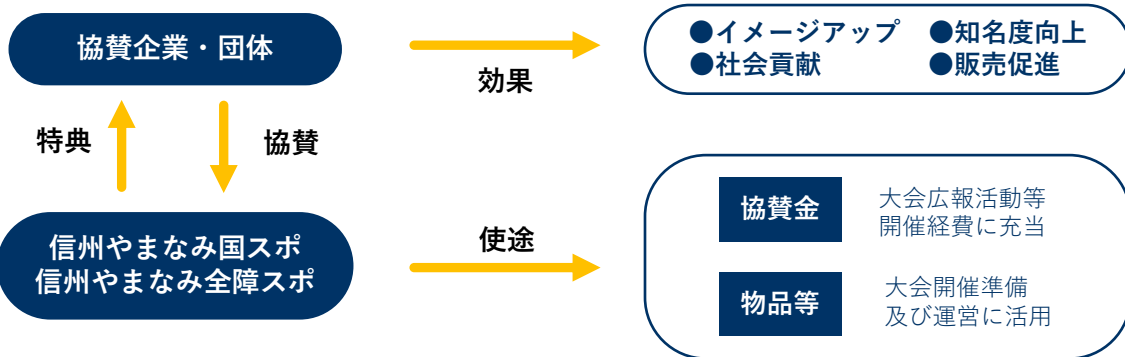
(参考) 企業協賛制度について

審議事項 3 (資料2)



制度の概要

信州やまなみ国スポ・全障スポ大会の成功に向け、企業・団体の皆さまから協賛金や協賛物品等のご支援をいただき、両大会の開催を支えていただく制度
企業・団体のイメージ向上等にご活用いただけます



特典例



式典会場外PR看板



式典会場PRブース



大会プログラム
広告掲載

税制優遇

協賛金及び協賛物品等の費用は、広告宣伝費として損金算入できます
物品等の費用には、搬入・据付や撤去に係る費用、消費税も含まれます

区分と特典

		協賛金				物品等	
		1,000万円以上	1,000万円未満 500万円以上	500万円未満 100万円以上	100万円未満 10万円以上	100万円 相当額以上	100万円 相当額未満 10万円 相当額以上
		JAPAN GAMES パートナー	オフィシャル スポンサー	オフィシャル サポーター	リージョナル スポンサー	オフィシャル サプライヤー	リージョナル サプライヤー
呼称使用権 (JAPANGAMES パートナー等)		●	●	●	●	●	●
国スポ標章の広告使用権 及び商品化権		●					
大会愛称等	商品化権	●	●	●			
	広告使用権	●	●	●	●	●	●
開始式・ 表彰式 及び 開・閉会式 (以下、 「式典」)	物販ブース 出展	●					
	PRブース 出展	●	●				
	自社製品 サンプリング	●	●				
提供物品への 企業名等掲載						●	●
企業等ロゴ の掲出	競技会場内 PR看板	●					
	式典会場内 PR看板	大	中				
	式典会場外 PR看板	大	中	小	企業名のみ	小	企業名のみ
	大会リーフレット等	●	●				
	大会 ウェブサイト	大	中	小	企業名のみ リンクなし	小	企業名のみ リンクなし
	大会プログラム及び ガイドブック	大	中	小	企業名のみ	小	企業名のみ

※上記は一例であり、この他にも特典を検討しています

※内容については先催県を参考に検討中のため今後変更となる可能性があります

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施要項（案）

1 目的

この要項は、多くの県民が文化・芸術活動を通じて、第 82 回国民スポーツ大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）に参加し、大会の開催気運を盛り上げること、また、長野県の歴史や文化・スポーツ・自然・食等のあらゆる魅力を全国へ発信することを目指し実施する「信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業（以下、「文化プログラム事業」という。）」について、必要な事項を定める。

2 事業の要件

文化プログラム事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - ①スポーツに関連する文化・芸術事業
 - ②文化・芸術活動など、長野県の多彩な魅力を発信する事業
 - ③その他、文化プログラム事業の目的に沿っていることが認められる事業
- (2) 一般に公開されるものであること。
- (3) 原則として、長野県内で開催されるものであること。
- (4) 令和 10（2028）年 1 月 1 日から令和 10（2028）年 12 月 31 日までの期間内に行われるものであること。

3 事業実施者

文化プログラムの事業を実施できる者（以下「実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、長野県（信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- (2) 長野県内の市町村（第 82 回国民スポーツ大会市町村実行委員会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会市町村実行委員会を含む。）
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く。）

4 申込手続き等

- (1) 申し込み

実施者は、文化プログラム事業を実施しようとするときは、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までに「信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業申込書（様式第 1 号）」を実行委員会に提出するものとする。

(2) 審査

実行委員会は、前号の申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会（以下「国スポ委員会」という。）に、文化プログラム事業として申請する。

(3) 文化プログラム事業としての登録

実行委員会は、国スポ委員会が前号の申請を承認したときは、当該事業を文化プログラム事業として登録し、これを「信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業登録通知書」（様式2号）により実施者に通知する。

※令和9年5月31日までに申し込みがあった事業は、令和9年9月頃、令和9年6月1日以降に申し込みがあった事業は、令和9年12月頃に結果を通知する。

(4) 実施事業の変更

実施者は、文化プログラム事業として登録された事業概要を変更（会場地、事業名、期日、会場、事業内容の変更※、事業の廃止等）するときには、あらかじめ「信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業変更報告書」（様式第3号）を実行委員会に提出するものとする。

実行委員会は、これを審査し、適当と認められるときは、「信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業登録変更通知書」（様式第4号）により、文化プログラム事業の内容を変更登録したことを実施者に通知する。

なお、会場地、事業名、期日、会場、事業内容の変更、事業の廃止等がある場合は、実行委員会は国スポ委員会の変更承認を受けることとする。

5 名称等の表示

実施者は、次の名称及び実行委員会が別途提供するロゴマークのいずれか一方または、両方を文化プログラム事業の会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示することができるものとする。

(1) 名称（書体及び文字サイズ変更可）

信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業

(2) ロゴマーク（色、縦横比、配置の変更不可、縦横比を維持した状態でのサイズ変更可）



6 その他

文化プログラムの実施に要する経費は、実施者の負担とする。

様式第 1 号

信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業申込書（案）

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会
会長 様

申込者 住 所
ふりがな
団体名
ふりがな
代表者名

次の事業を、信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業として申し込みます。

事業名		
事業内容		
実施日（期間）		年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
会場	名称	
	住所	
	開催時間	
出演者（展示品）等		
入場料		1 無料 2 有料【大人 円、子ども 円、その他 円】
連絡先	担当者名	
	住所	
	TEL／FAX	
	ホームページアドレス	
	メールアドレス	
写真データの有無		有 / 無 （いずれかに○）

- (注) 1 「事業内容」欄は、事業の内容を簡潔に記載してください。また、実施計画書やパンフレットなど参考になる資料があれば添付してください。
- 2 写真データ（過去の事業実施風景等）はメールで提出してください。

様式第 2 号

信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業登録通知書（案）

第 号
令和 年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会 会長

年 月 日付で申込みのあった下記の事業については、信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業として登録しましたので、通知します。

なお、事業概要を変更するときは、「信州国スポ・全障スポ文化プログラム事業変更報告書」（様式第 3 号）を提出してください。

記

事業名		
実施日（期間）		年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
会場	名称	
	住所	
	開催時間	

事業を実施する際は、名称（「信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業」）または、実行委員会が別途提供するロゴマークを、文化プログラムの会場や看板、広報宣伝のための印刷物、ウェブサイト等に表示することができます。

様式第 3 号

信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業変更報告書（案）

令和 年 月 日

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会
会長 様

申込者 住 所
ふりがな
団体名
ふりがな
代表者名

年 月 日付け 第 号で登録通知のあった事業について変更しますので、次のとおり報告します。

変 更 事 項	変 更 内 容

様式第 4 号

信州やまなみ国スポ・全障スポ文化プログラム事業登録変更通知書（案）

第 号
令和 年 月 日

様

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会 会長

年 月 日付で変更報告のあった下記の事業については、下記のとおり、変更（廃止）登録しましたので、通知します。

記

事業名	
変更（廃止）した内容	